

「HCFCの輸出規制」-----2005/12/05-----

HCFCの輸出には2004年1月1日より事前承認が必要となりました。日本国内で購入したHCFCを購入者が輸出する場合も輸出名義人が事前に経済産業大臣の承認を取る必要があります、承認を取らずに輸出すると法令違反となります。関連情報を提供します。

- 1) 購入者が購入した物品がHCFCであるかどうか。
 - # HCFCであるかどうかは購入品の製造者が発行するMSDSで確認できます。
- 2) HCFCはどんな規制をうけるか。
 - # 日本はオゾン層保護に係る国際条約に参加しモントリオール議定書締約国として特定物質(CFC/HCFC等)の国内で生産と消費の規制を行っています。
 - # 議定書の改訂(通称北京改訂)に基づき2004年1月1日から議定書非締約国とのHCFCの貿易も制限されることになりました。外国為替及び外国貿易管理法第48条、輸出貿易管理令第2条の対象として、輸出貿易管理令別表第2に事前承認の必要な貨物として掲名されましたが「35：オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質：全地域」、HCFCはこの内附属書Cに掲げる物質に該当します。
- 3) HCFCを輸出するには。
 - # 外国為替及び外国貿易管理法第48条、輸出貿易管理令第2条の対象ですから、経済産業省令に決められた**手続**により承認を申請し、経済産業大臣の事前承認を得ます。窓口は経済産業省貿易経済協力局貿易審査課です。
- 4) ほんの少しHCFCの入った貨物でも事前承認が必要か？
 - # モントリオール議定書では第1条(定義)で貨物としての形態が「製品に含まれる」ものを「除く」ことになっています。同議定書第一回締約国会合の決議として「製品と看做される例」をエアゾル缶、冷蔵庫、等に限定しており、国内でも輸入注意事項(元貿局第233号)にその解釈が出ていますが、輸出貨物が該当するか否か疑義を生じた場合は当局に問合せます。窓口は経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室となります。

関連法令：[外国為替及び外国貿易管理法第48条、輸出貿易管理令抜粋、輸出の承認](#)
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/kankei-horei/kamotu/tuutatu/unyotsutatsu_3.html]

関係資料：[第一回モントリオール議定書締約国会合報告抜粋\(英文\)](#)；
引用元 http://hq.unep.org/ozone/Meeting_Documents/mop/01mop/MOP_1.asp
[輸入注意事項\(元貿局第233号\)](#)
引用元 逐条解説 改正オゾン層保護法(1991 ぎょうせい)